平成２５年（フ）第５６５号
さいたま市北区大成町４丁目298番地１　ルテシア大成202
債務者　楠　　佳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５２号
埼玉県川口市西川口３丁目26番８号　高橋コーポ201号
債務者　櫻井　光生
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７４号
埼玉県川口市芝中田２丁目37番16号　グリーンシャイン芝103号、旧住所埼玉県川口市芝中田２丁目46番10号
債務者　久野砂智子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
埼玉県所沢市南住吉２番５―901号　アーバンフォレスト所沢
債務者　向野美夕起
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４８号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南２丁目11番地３　コーポ姫路201号
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５１号
埼玉県所沢市東所沢１丁目14番地の５ロイヤルハイツ東所沢205
債務者　斉藤　雅彦
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６９号
埼玉県所沢市小手指南３丁目14番地の28　ハイツシガールＤ―103
債務者　川上　輝之
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７０号
埼玉県川越市砂新田３丁目５番地３　スカイハイツ１―202号室
債務者　中里　昭男
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７１号
埼玉県狭山市狭山台４丁目32番地の15　オアシス狭山台110、前住所埼玉県狭山市大字南入曽932番地の11
債務者　関　　桂
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７６号
埼玉県所沢市大字北秋津802番地の２　グリーンパレス所沢103、前住所埼玉県所沢市大字久米416番地の１　グリーンコート所沢Ｂ―102
債務者　石川　　繁
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３６号
静岡県駿東郡小山町須走331番地の２
債務者　渡邊　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
静岡県沼津市今沢13番地の１　県営片浜団地１―404、前住所静岡県沼津市大岡1961番地白木屋ハイツ１―109号
債務者　鈴木　篤次
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
静岡県沼津市今沢13番地の１　県営片浜団地１―404、前住所静岡県沼津市大岡1961番地白木屋ハイツ１―109号
債務者　鈴木　啓子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
東京都小金井市本町２丁目20番６―603号ケイズスクウェア中川ビル
債務者　伊藤　　史
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３７号
東京都小平市鈴木町１丁目184番地の11
債務者　設樂　忠城
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０８号
静岡県御前崎市池新田4435番地　しおさいの丘Ｄ―101号
債務者　比嘉　　薫
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係